

[別添資料①]

株式会社東栄リーファークライン
代表取締役 河合 弘文 様

平成 29 年 12 月 9 日

株主総会招集請求書
(請求内容一部修正および議案追加)

共同請求人 1 : ジェットエイト株式会社 代表取締役 西 将弘
共同請求人 2 : 西 まりやん
共同請求人 3 : 西 将弘

上記 3 名の共同請求人は、株式会社東栄リーファークライン（以下、「同社」）の総株主の議決権の 100 分の 3 以上である 517,500 株（保有株数内訳：ジェットエイト株式会社 302,000 株、西まりやん 13,500 株、西将弘 202,000 株）を有する株主であります。請求人は貴殿に対し、会社法 297 条に基づき、下記のとおり株式会社東栄リーファークラインの株主総会の招集を請求します。

記

株主総会の目的である事項

社会倫理と公平性を欠いた MBO 条件の是正の観点から、下記の 3 つの議案のとおり、利益剰余金を原資とした剰余金配当の実施、および在任取締役 5 名の解任と新たに 2 名の取締役の選任、損失補償と役員報酬の返上を問う。

議案 1.

同社のすべての株主に対し、MBO 公開買付け決済開始予定日より前となる、平成 30 年 1 月 18 日を支払日とし、1 株あたり金 380 円の剰余金配当の実施を行う。なお本配当は、MBO の成否の如何を問わず、また、万が一 MBO の取り下げがあった場合もこれまでに蓄積された利益分配の観点から実施する。

議案 2.

次に挙げる同社の取締役 5 名の解任および、新任取締役 2 名の選任を行う。解任取締役候補者：河合 弘文、鍋島 嘉六、若木 章、本田 英樹、王 瑞斌。新任取締役候補者：西 将弘、西 まりやん。

議案 3.

今般、内部取締役 5 名による MBO への対応により、直接的、間接的のいずれを問わず、多大なる費用が発生している。今般の株式公開買い付けは、いかなる外部の人間も関与せず、内部取締役 5 名のみによって主導された MBO であり、これに関連する一切の費用と、間接的経済損失の弁済補償を上記 5 名の取締役に対し求める。加えて、買付人としての立場にもある同社取締役 5 名が東栄リーファークラインの報酬



受付通番：2017120900164700100000 号

1 / 3 頁

[別添資料①]

をもらいながら活動を行っており、差し当たり、直近7か月分の取締役報酬年額の65%の返上を要求する。

株主総会召集および議案提案の理由

平成29年11月8日に株式会社東栄リーフライン（以下「同社」と言います）の取締役会において決議され、即日発表された経営者株主によるMBO実施に際して、1990年（平成2年）の上場以来、厳しい環境のなかでも支援し、継続保有してきた現経営陣以外の外部株主や少数株主が、今回のMBOにより同社の株式が上場廃止され、株価の値上がりが期待できなくなるばかりでなく、今期、平成30年3月末決算期をはじめ、今後将来に及んで一切、同社から配当を受けられなくなる。

これまで、「継続的かつ業績に連動した利益配当」を行うという主張や、ICCAT等マグロ類の国際漁獲規制枠組みによって漁獲量の規制が強化される恐れがあり事業環境が厳しいという理由を決算のたび、有価証券報告書や株主総会において再三にわたって説明がなされている。

また、ここ数年は利益水準のわりに、同社が株主に分配してきた配当金の配当性向も市場平均と比べ著しく低く、上記を理由として、利益剰余金として内部留保に回され、株主は、長期的視野での我慢を強いられた。近年は、同社が加工、運搬する大西洋マグロの資源量も急回復しており、去る平成29年11月22日合意されたICCATによる大西洋クロマグロの漁獲枠拡大により、平成32年には、平成29年比で50%増加となることなどからも明らかなどおり、同社をとりまく事業環境については、少なくとも来年、平成30年から32年までの3年間は非常に明るく、単純に見積もっても売上が150%になってもおかしくはない。

このような事業環境の好転を目前にして、同社はこれまでの説明を180度覆し、継続的な配当を実施することはおろか、これまでに蓄積した剰余金を独占して、事業環境好転期の果実を内部経営者取締役5名のみで収穫しようと企てるMBO実施である。

さらに、同社が抱える支配船籍8隻には、償却費を計上が終わった、あるいは、償却の大半が終わり償却費負担のピークを越えた加工船、運搬船も多くあり、今後、マーケットが悪化したとしても同社にとっては利益改善を期待できるような環境が整ってきた。廃船にして鉄くずとして売却しても相当の売却特別利益の計上が可能になる。これらは現在公表されている貸借対照表には反映されておらず、いわゆる隠れ純資産である。これらも考慮すると、直近の平成30年期中第2四半期終了時点での1株当たり純資産である、885.17円でもMBO価格としては安いと言える。

これまで内部留保してきた利益剰余金について、継続的配当実施のためという説明との整合性を持たせるため、また、これまで長期的な視点で我慢を余儀なくされた株主に、論理の一貫性を証明するという意味から、そして、何より、これまで蓄積された3,099,394,000円におよぶ利益剰余金と、961,593,000の資本剰余金が同社の現経営者5人にもみ集中分配されるのは不公平性であるという視点から、既存株主への公平分配を提案するものである。

利益剰余金はじめ、これまでの既存出資者の資本の投入、投資によって築いた事業ツール、顧客基盤、固定



[別添資料①]

資産を活用しての今後見込まれる経済的便益が、MBO実施母体である同社経営陣5人にもみ集中し、これまで株式会社東栄リーフラインとして、築き上げた事業資産を公平に分配するという観点から、剰余金の配当実施は、MBOによる公開買付けの期間が満了する以前であり、かつ最も早い時点が望ましいと考えられることから、本書類の受領日を基準日と設定し、1株当たり金380円(同社自己株式持ち分の514,757株を除く5,535,242株へ、総額2,103,391,960円)を、過去の事業利益を原資に蓄積された3,099,394,000円の利益剰余金の中から剰余金配当としてすべての株主に公平に分配することを本臨時総会の議案として付議する。

なお、同社が1株当たり金380円の剰余金配当を、たとえ全額借入によって賄い、実施したとしても、公表されている有価証券報告書が真実である限り、債務超過などに陥ることはなく、また、漁獲規制が厳しかった過去に比べ極めて明るい今後3年の事業環境をも考慮すると、借入返済なども容易であると考え、その金額が現実的であり、今後の事業環境好転下での恩恵に預かれない株主への報いとしては妥当であると考え、この剰余金配当金額を提案する。

また、取締役の改選に関する事項について議案付議した理由としては、今般の提案MBO条件が内部取締役5名に経済的利益が集中する内容であり、上場企業の実業取締役として、企業運営意思決定を行うに相応しい社会道徳と社会倫理感を欠き、上場企業という社会の一端を担う組織の運営の責を負うにふさわしくない側面が明らかとなった。

同社取締役の過半数は在任期間が長期化し、取締役報酬の集中が起こり、今後もそれが続いてしまう恐れがあること、そして、昨年の株主総会でも一株主から指摘が出ていたとおり、増加する一途の取締役報酬と、それと対照的に低額、低配当性向なままの株主還元処遇を是正すること、さらには、今般のような、MBOを着想、実行する経営者は同社の社会価値向上につながることは考えにくく、健全な上場会社として、広く事業の拡大成長を支援してくれるような株主に門戸を開き続け、株主との対話を重ね、成長を持続できる会社体制をあらためて構築する必要があると考えるためである。

以上

差出人 〒270-2223

千葉県松戸市秋山2丁目19番地の15

西 将弘 (共同請求人代表)

西 まりやん

ジェットエイト株式会社 代表取締役 西 将弘

受取人 〒105-0014

東京都港区芝3丁目5番5号NMF芝公園ビル8階

株式会社 東栄リーフライン

代表取締役社長 河合 弘文様



郵便認証司

29.12.9

この郵便物は平成29年12月9日
第12461863606号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: 2017120900164700100000号

3 / 3頁



[別添資料②]

株式会社東栄リーファーライン
代表取締役 河合 弘文 様

複写

+

平成 29 年 12 月 30 日

株主総会招集請求書

共同請求人 1 : ジェットエイト株式会社 代表取締役 西 将弘
共同請求人 2 : 西 まりやん
共同請求人 3 : 西 将弘

複写

複写

上記 3 名の共同請求人は、株式会社東栄リーファーライン（以下、「同社」）の総株主の議決権の 100 分の 3 以上である 517,500 株（保有株数内訳：ジェットエイト株式会社 302,000 株、西まりやん 13,500 株、西将弘 202,000 株）を有する株主であります。請求人は貴殿に対し、会社法 297 条に基づき、下記議案をその審議目的として、同社の株主総会を開催することを請求いたします。なお、本請求は、平成 29 年 12 月 9 日発送の内容証明郵便にて同請求人が請求した目的議案にて株主総会が招集される目途がないことが通知されたことを受けて、過去の請求とは別途で、新たに同社の臨時株主総会を開催することを請求するものであります。したがって、平成 29 年 12 月 9 日に請求した株主総会の招集、およびそこにて附議した各議案の内容を変更したり、取り下げたりすることを意図するものではありません。

記

株主総会の目的である事項

剰余金の配当に関して、配当の実施、および、配当金の金額などを株主総会決議で決定可能な状態に戻すため、同社の定款第 44 条を削除する定款変更を行うことを株主総会にて問う。

議案 1.

株主総会の権限を制限している現在の同社定款第 44 条を削除する定款変更を行う。これにより、剰余金の配当については、株主総会において決議するものとする。

複写

+

+



受付通番：2017123015220900100000 号

1 / 2 頁



複写

株主総会召集および議案提案の理由

請求人は貴殿に対し、会社法 297 条に基づき、平成 29 年 12 月 9 日発送の内容証明郵便にて株主総会召集の請求をしております。請求した株主総会の目的事項のうち、「議案 1」については、同社の定款の定めにて、剰余金配当の決定は取締役会に決議が委ねられているという理由で、株主総会を開催、議案を附議することを却下する旨、同社が平成 29 年 12 月 20 日開催の取締役会で決議し、請求人に通知して来ております。その取締役会決議を受け、請求人は、MBO が実施されようとしている同社において、過去に蓄積された利益の 5 人の取締役だけへの集中を回避し、外部の一般株主にも公平にこれまでの利益やこれからの利益原資となる投資資産が還元されるよう、その公平性の確保、および、基本的モラルと社会倫理の観点から、剰余金配当に関する意思決定を、会社法第 454 条第 1 項に認められているとおり、株主総会での決議によるものに戻すべきと考えたためであります。

以上

複写

複写

複写

差出人 〒270-2223
 千葉県松戸市秋山 2 丁目 19 番地の 15
 西 将弘 (共同請求人代表) 西 まりやん ジェットエイト株式会社 代表取締役 西 将弘

受取人 〒105-0014
 東京都港区芝 3 丁目 5 番 5 号 NMF 芝公園ビル 8 階
 株式会社 東栄リーファークライン 代表取締役社長 河合 弘文 様

複写



この郵便物は平成 29 年 12 月 30 日
 第 12462263741 号書留内容証明郵便物
 として差し出したことを証明します。
 日本郵便株式会社
 受付通番 : 2017123015220900100000 号

